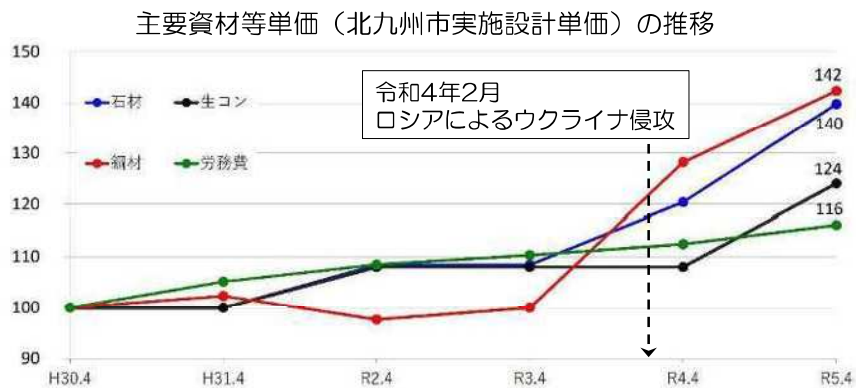


## 【埋立護岸整備】物価の上昇

### ◆物価の上昇<約65億円増>



石材、生コン、鋼材（H型鋼、鋼矢板）及び労務費について、前回再評価を行った平成30年度を100としたところ、令和5年4月には116～142と大幅な単価上昇となっている。

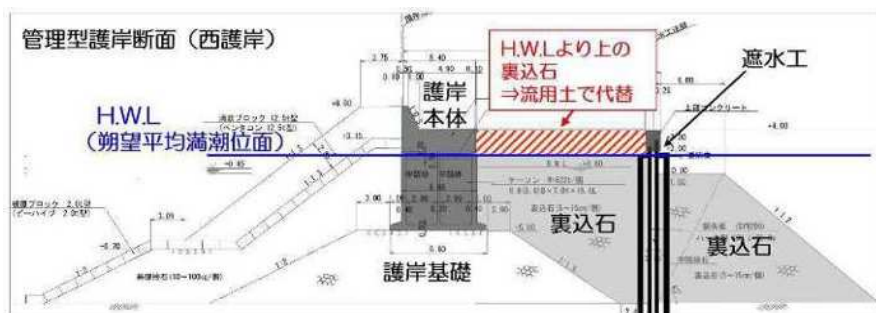
令和4年度以降の工事のうち、およそ9割を占める廃棄物処分場の護岸においては、およそ7割が原材料費となるため、物価上昇の影響が非常に大きい。

19

## 【埋立護岸整備】コスト削減

### ◆管理型護岸の一部資材変更

管理型護岸の東、西、南護岸は、護岸本体と遮水工の間に裏込石を充填する構造となっているが、海水に浸食されないH.W.Lより上の部分を、石より安価となる流用土に置き換える（▲3億円）



### ◆南護岸遮水工の陸上施工

既存の陸域に接する南護岸については、陸域に設置してあった風車が撤去されることもあり、施工スペースが確保できることになったため、海上施工としていた遮水工を陸上施工に変更する（▲2億円）

20

## 【環境施設】 建設計画

- ◆**環境施設** 廃棄物に接触した水を、排水処理基準に適合するよう処理するための排水処理施設や管理・計量施設など



- (1) 計画の精査（基本設計）（4億円増）  
大幅な事業費増を避けるため、排水処理工程を見直し、また、建設予定地を海面から既存陸域に移動したが、新たに建設予定地から排出される残土処理が必要となったもの。
- (2) 急激な物価上昇（9億円増）  
資材単価や労務費が急激に上昇。

21

## 事業期間の延長

### ◆事業期間の延長

遮水工の施工に必要な補強対策の実施などにより工事量が増加するが、護岸に囲まれた狭い海域での工事となるため、同時に施工できる工事量には限界がある。

⇒**管理型処分場の完成時期は令和13年度となる見込み**

### 【事業期間】

平成26年度～令和9年度

※護岸は令和4年度で概成し、以降は令和9年度に安定型護岸の開口部の締切工事を実施



平成26年度～令和13年度

22

## 事業期間延長への対応策

### ◆対応策

#### 【廃棄物処分場（管理型護岸）】

処分場内の汚水が外海へ漏出しない密閉構造となるため、遮水工を含め、護岸整備が全て完了しなければ受入れを開始することができない。



#### 現行処分場（響灘西地区）の延命化

現行廃棄物処分場は、現在のペースで受入れした場合、令和8年度に満杯となる見込みであるため、**令和6年度から13年度まで産業廃棄物の受入れを制限\***することによる延命対策を実施。

※令和6年度：R2～4年度の年間最大搬入量まで受入れ継続  
(ただし、上限5,000トン/社)

令和7年度以降：搬入停止

#### 【浚渫土砂処分場（安定型護岸）】

土砂処分場は、一部護岸が未整備であっても、汚濁防止対策を施すことで、**暫定的に受入れが可能**  
⇒**令和6年度より受入開始**

23

## 事業の投資効果

### ◆費用便益分析

便益(B)

便益項目	現在価値
浚渫土砂コスト削減	53億円
廃棄物等処分コスト削減	377億円
残存価値（土地）	36億円
合計（B）	466億円

費用(C)

便益項目	現在価値
事業費	385億円
管理運営費	36億円
合計（C）	421億円

$$B/C = 1.1$$

※国土交通省の費用便益分析マニュアル（港湾整備事業）に基づく  
※金額は、令和5年を基準年とした現在価値

#### <各便益の説明>

便益項目	内容
浚渫土砂処分コスト削減	響灘東地区に処分場を整備した場合と、整備せずに海洋へ処分する場合との「輸送費及び処分費用」の差から算定
廃棄物等処分コスト削減	響灘東地区に処分場を整備した場合と、整備せずに他都市の処分場で処分する場合との「輸送費及び処分費用」の差から算定
残存価値(土地)	供用期間後の廃棄物海面処分場は、新たな土地となり、資産が創出される。周辺地区における現在の地価を基に算定。

24

## 事業担当部局の考え方

廃棄物海面処分場整備事業は、市民生活及び市内の産業活動を支えている。

- ①快適な生活環境を市民に提供
- ②市内企業の産業活動を支える
- ③港湾施設の健全化、航行安全性の向上
- ④船舶の大型化への対応

### 廃棄物処分場

現行処分場は、延命対策を施しても、令和13年度には満杯となる見込み

### 浚渫土砂処分場

令和5年度に既存処分場満杯の見込み※令和6年度より暫定受入



長期・安定的に処分場を確保するためには・・・

令和13年度までに後継処分場の整備が必要。  
今後も事業を継続し、早期完成に向けて鋭意整備を進めていく。  
併せて、産業廃棄物処理の採算性を確保するための料金改定など、  
新たな受入れ体制の検討を進める。

25